

豊中市介護サービス相談員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援（いざれも介護予防を含む。）、施設サービス及び豊中市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「介護等サービス」という。）の質的な向上や介護保険制度等の普及啓発を図るため、並びに、外部からの視点を積極的に導入し、虐待等が疑われる事案の発生を抑制し、利用者が安心して過ごせる環境を作るため、介護等サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の相談に応じる等の活動を行う者（以下「介護サービス相談員」という。）を介護等サービスを提供されている場所に派遣する事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

(事業の委託)

第3条 本事業の一部又は全部を市長が適当と認める団体（以下「受託者」という。）に委託して行う。

2 受託者は、次に掲げる業務を行うための事務局を設置する。

- (1) 派遣する介護サービス相談員の選定
- (2) 相談員登録証の作成
- (3) 相談員の確保・事業の普及促進
- (4) 相談員を派遣する介護サービス提供の場の選定及び管理
- (5) 介護サービス相談員の受け入れ対象施設の拡充を図り、未受入施設への派遣受け入れ促進
- (6) 派遣した介護サービス相談員の活動状況のとりまとめ、市への報告及び市民、利用者等への情報提供
- (7) 介護サービス相談員連絡会や研修会等の開催
- (8) 介護サービス相談員からの意見の聴取、及び介護サービス相談員への情報提供
- (9) 介護サービス相談員の活動に関して苦情があった場合の事実関係の調査及び必要な措置
- (10) 前各号に掲げるもののほか、介護サービス相談員の活動に必要な措置

(介護サービス相談員の資格及び活動内容)

第4条 介護サービス相談員は、受託者が、次の各号に掲げる要件を備えた者のうちから選定し、登録する。

- (1) 一般財団法人大阪府人権協会が実施する介護サービス相談員養成研修又は、これに相当する研修を受講した者
- (2) 介護サービス相談員の活動に関し、熱意と見識を有する者

2 介護サービス相談員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 担当する介護等サービスを提供されている場所への定期的又は随時の訪問
- (2) 利用者の介護等サービスに関する疑問及び不安の相談に応じること。
- (3) 介護等サービスの現状把握
- (4) 介護等サービスの事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の管理者、従業者、その他関係者との意見交換
- (5) 第2号の相談内容に関して、利用者と介護等サービスの事業を行う

事業者との橋渡し役となり、改善の途を探ること。

- (6) 事業所の行事等への参加
- (7) 事務局への活動状況の報告
- (8) 介護サービス相談員連絡会、研修会等への参加
- (9) 介護保険制度等の普及啓発
- (10) その他介護等サービスの質的な向上に寄与すること。

(派遣対象)

第5条 受託者は、本市の区域内に存在する、次に掲げる区分の事業所に介護サービス相談員を派遣する。

- (1) 居宅サービス（介護予防を含む）
通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護
- (2) 地域密着型サービス（介護予防を含む）
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (3) 施設サービス
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、住宅型有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅
- (4) 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業
通所介護相当サービス、通所型サービスA

2 前項に規定するもののほか、居宅でサービスの利用を受ける訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与（全て介護予防を含む。）、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援（介護予防を含む。）、訪問介護相当サービス及び訪問型サービスAを利用するもの等の申し出に基づき、受託者が必要があると認めた場合、本市の区域内に存する事業所等の利用者の居宅に介護サービス相談員を派遣する。

3 前2項の申し出は、介護サービス相談員派遣事業依頼書を豊中市に提出して行う。

(派遣体制)

第6条 介護サービス相談員は、2名を単位として派遣する。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

(介護サービス相談員の登録の抹消)

第7条 受託者は、介護サービス相談員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期中においても介護サービス相談員としての登録を抹消することができる。

- (1) 健康上その他の事由から、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 活動を怠り又は活動上の義務に違反したとき。
- (3) 介護サービス相談員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) その他委託者並びに受託者が特に必要と認める場合。

(様式)

第8条 この要綱による様式は、別に定める。

(委任)

第9条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年（2001 年）9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年（2006 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年（2009 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年（2016 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年（2017 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年（2018 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年（2020 年）6 月 1 日から施行し、令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年（2025 年）12 月 23 日から施行する。